

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A－1 無線局の予備免許を受けた者が工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときに総務大臣から受ける処分に関する次の記述のうち、電波法（第11条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣から、工事落成の期限の延長の申請をするように命じられる。
- 2 総務大臣から、速やかに工事落成の届出をするように督促される。
- 3 総務大臣から、無線局の免許を拒否される。
- 4 総務大臣から、予備免許が取り消され、再度免許の申請をするように指示される。

A－2 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り B の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る C によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 電源電圧	温度	振動又は衝撃
2 電源電圧又は負荷	外囲の温度又は湿度	振動又は衝撃
3 電源電圧	外囲の温度又は湿度	気圧の変化
4 電源電圧又は負荷	温度	気圧の変化

A－3 次に掲げる事項のうち、航空局又は航行中の航空機局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 一の免許人に属する航空機局と当該免許人に属する陸上移動局との間で行う当該免許人以外の者のための急を要する通信
- 2 気象の照会又は時刻の照合のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
- 3 国の飛行場管制塔の航空局と当該飛行場内を移動する陸上移動局との間で行う飛行場の交通の整理に関する通信
- 4 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

A－4 次に掲げる事項のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
- 2 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。
- 3 航空機局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 航空局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。

A－5 次の記述は、航空局等（注）の聴守義務について述べたものである。電波法（第70条の4）及び無線局運用規則（第146条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- ① 航空局等は、その運用義務時間中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①による航空局の聴守電波の型式は、 A とし、その周波数は、別に告示する。
- ③ ①による航空地球局の聴守電波の型式は、G 1 D又はG 7 Wとし、その周波数は、別に告示する。
- ④ ①による義務航空機局の聴守電波の型式は、 A とし、その周波数は、次の表の左欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 別	周 波 数
航行中の航空機の義務航空機局	(1) B (2) 当該航空機が航行する区域の C が指示する周波数
航空法第96条の2第2項の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局	交通情報航空局が指示する周波数

- ⑤ ①による航空機地球局の聴守電波の型式は、G 1 D、G 7 D、G 7 W、D 7 W又はQ 7 Wとし、その周波数は、別に告示する。

A	B	C
1 F 3 E	1 2 1. 5MH z 又は 1 2 3. 1MH z	責任航空局
2 A 3 E又はJ 3 E	1 2 1. 5MH z 又は 1 2 3. 1MH z	航空交通に関する通信を行う航空局
3 F 3 E	1 2 1. 5MH z	航空交通に関する通信を行う航空局
4 A 3 E又はJ 3 E	1 2 1. 5MH z	責任航空局

A－6 次の記述は、無線電話通信における通報の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 A 行わなければならない。
- ② 遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る①の送信速度は、 B でなければならない。

A	B
1 語辞を区切り、かつ、明瞭に発音して	原則として、1分間について50字を超えないもの
2 できる限り簡潔に、かつ、短時間に	原則として、1分間について50字を超えないもの
3 できる限り簡潔に、かつ、短時間に	受信者が筆記できる程度のもの
4 語辞を区切り、かつ、明瞭に発音して	受信者が筆記できる程度のもの

A－7 次の記述は、1 2 1. 5 MH z の電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第 1 5 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

1 2 1. 5 MH z の電波の使用は、次の(1)から(6)までに掲げる場合に限る。

- (1) **A** の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、 **B** が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- (2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又は **C** の送信を行うとき。
- (4) 1 2 1. 5 MH z 以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B	C
1 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号
2 航行中の航空機	通常使用する電波	通報
3 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
4 航行中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号

A－8 呼出符号等の使用の特例及び送信の省略に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 1 5 7 条及び第 1 5 8 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局は、航空局から総務大臣が別に告示する簡易な識別表示により呼出しを受けた後でなければ、当該航空機局の呼出符号又は呼出名称に代えて、総務大臣が別に告示する簡易な識別表示を使用することはできない。
- 2 航空局は、航空機局との連絡設定後であって混同のおそれがないときは、当該航空機局の呼出符号又は呼出名称に代えて、総務大臣が別に告示する簡易な識別表示を使用することができる。
- 3 航空機局は、呼出し又は応答に際して混同のおそれがないときは、自局の呼出符号又は呼出名称の送信を省略することができる。
- 4 航空移動業務の無線電話通信においては、連絡設定後であって混同のおそれがないときは、当該連絡設定に係る通信の継続中における呼出符号又は呼出名称の送信を省略することができる。

A－9 航空移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第 2 1 条及び第 2 4 条）及び無線従事者規則（第 5 0 条及び第 5 1 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から 1 箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下 3 において同じ。）に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、その変更を生じた日から 1 0 日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
 - (1) 免許証
 - (2) 写真 1 枚
 - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類
- 4 航空機局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1 0 日以内にその免許状を返納しなければならない。

A－10 次に掲げる事項のうち、緊急通信を行う場合に該当するものはどれか。電波法（第52条第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合

A－11 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条及び第70条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、 A 、かつ、 B に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 C を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射
2 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
3 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射

A－12 次の記述は、遭難通信の取扱いをしなかった場合等の罰則について述べたものである。電波法（第105条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、 B 拘禁刑に処する。
- ② 遭難通信の取扱いを妨害した者も、①と同様とする。

A	B
1 無線通信の業務に従事する者	6月以下の
2 免許人及び無線従事者	1年以上の有期
3 免許人及び無線従事者	6月以下の
4 無線通信の業務に従事する者	1年以上の有期

A－13 次の記述は、緊急通報に対し応答した航空局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局は、次の(1)から(3)までに掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 直ちに A に緊急の事態の状況を通知すること。
- (2) 緊急の事態にある航空機を B に緊急の事態の状況を通知すること。
- (3) 必要に応じ、 C こと。

A	B	C
1 航空交通管制の機関	所有する者	通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に当該緊急通報を中継する
2 航空交通管制の機関	運行する者	当該緊急通信の宰領を行う
3 捜索救助の機関	所有する者	当該緊急通信の宰領を行う
4 捜索救助の機関	運行する者	通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に当該緊急通報を中継する

A－14 次に掲げる事項のうち、免許人が総務大臣からその無線局の免許を取り消されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
- 2 電波法第73条第1項の検査（定期検査）の通知を受けた無線局がその検査を拒んだとき。
- 3 不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 4 免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき。

B－1 次の記述は、航空機局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

ア に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
- (5) イ 及び空中線電力 (6) 希望する ウ
- (7) 無線設備の工事設計及び エ (8) 運用開始の予定期日
- (9) その航空機に関する次の(イ)から(ト)までの事項
 - (イ) オ (ロ) 用途 (ハ) 型式 (ニ) 航行区域 (ホ) 定置場 (ヘ) 登録記号
 - (ト) 航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であるときは、その旨

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 航空機局の免許を受けようとする者は、申請書 | 2 航空機局を開設しようとする者は、届書 |
| 3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 | 4 電波の型式、周波数 |
| 5 運用義務時間 | 6 運用許容時間 |
| 7 工事着手の予定期日 | 8 工事落成の予定期日 |
| 9 運行者 | 10 所有者 |

B－2 航空無線通信士が行うことのできる無線設備の操作（モールス符号による通信操作を除く。）の範囲に関する次の事項のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 航空局及び航空地球局の無線設備で空中線電力500ワット以下のものの外部の調整部分の技術操作
- イ 航空地球局及び航空機地球局の無線設備の通信操作
- ウ 航空機局の無線設備の技術操作
- エ 航空局及び航空機局の無線設備の通信操作
- オ 航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力500ワット以下のものの外部の調整部分の技術操作

B－3 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線電話通信における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 **ア** に調整し、 **イ** の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、 **ウ** を確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、 **エ** に混信を与えるおそれがあるときは、 **オ** でなければ呼出しをしてはならない。

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 1 送信機を最良の状態 | 2 受信機を最良の感度 |
| 3 遭難通信、緊急通信及び安全通信に使用する電波 | 4 自局の発射しようとする電波 |
| 5 他の通信に混信を与えないこと | 6 自局に対する呼出しがないかどうか |
| 7 重要無線通信 | 8 他の通信 |
| 9 その通信が終了した後 | 10 少なくとも10分間経過した後 |

B－4 航空移動業務の遭難通信が終了したときに遭難通信を宰領した航空局又は航空機局が執らなければならない措置に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。
- イ 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。
- ウ 直ちに航空交通管制の機関にその旨を通知しなければならない。
- エ 直ちに遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。
- オ できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。

B－5 義務航空機局に備え付けておかなければならない無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は無線業務日誌に記載しなければならない。
- イ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。
- ウ 無線機器の試験又は調整をするために行った通信については、その概要を無線業務日誌に記載しなければならない。
- エ 使用を終わった無線業務日誌は、次の電波法第73条第1項の検査（定期検査）の日まで保存しなければならない。
- オ 国際航空に従事する航空機の航空機局の無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。

B－6 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

ア すべての局は、長時間の伝送、無線通信規則に定めのない略語の伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。

イ 局が無線通信規則第3条（局の技術特性）の規定に適合しているが、そのスプリアス発射によって有害な混信を生じさせる場合には、その混信を除去するため、特別な措置を執らなければならない。

ウ 混信を避けるために、送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。

エ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

オ 送信局は、業務を満足に行うため十分な電力で輻射しなければならない。